

滋賀県子ども若者審議会 第4回条例検討部会 議事概要

- 1 日 時 令和5年11月21日(火) 17時30分～19時30分
- 2 場 所 滋賀県庁北新館5階 5-A会議室
- 3 出席委員 伊崎葉子委員、伊丹稔委員、植松潤治委員、崎山美智子委員、
佐々木マリアナ春美委員、柴田雅美委員、田中洋一委員、中澤成行委員、
中村凜之介委員、野田正人部会長、山本一成委員、山本久子委員（五十音順）

4 議事内容

○開会

○出席委員数確認

出席委員数は12名(定員17名)であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることを事務局から報告。

○野田部会長あいさつ

(1) 「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の検討について

【事務局説明】

事務局より資料1に基づき説明

(委員)

今の説明で、こども基本法と比較すると抜け落ちる要素はないと説明されましたが、財政上の措置はどこに入るのでしょうか。推進体制の整備の中でしょうか。ぜひ十分な予算措置を行わなければならないという条文を入れていただきたいなと思います。

(事務局)

かつての条例では財政上の措置について規定するということもありましたが、将来の財政を規律するかのような内容は、今の条例には基本的には書きません。もちろん、どのような措置を講ずるかということは条例上書かれるので、それを実行するために必要な予算は議会の審議を経て、決めていくというようなことになっています。財政上の措置を講ずるということを直接規定することは、基本的にしないという方向になっておりまして、今は書いていないということでございます。

(部会長)

よろしいですか。その規定の趣旨から見れば、実効性をしっかり担保してということだろうと思いますが、付け足しございますか。

(委員)

法律で財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない、と規定できているので、条例に入れられない理由はないと思います。

(事務局)

ご意見があったことを踏まえて、法制部局と一度調整させていただきます。

(部会長)

法制部局や議会など色々なところと調整が必要な事項かと思いますが、積極的な意義として、法律にも規定されているということを含めて、ご検討いただけたらと思います。大事な指摘、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、2つ目の議題に移らせていただきたいと思います。目的、子どもの権利、基本理念、責務・役割、この部分につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局説明】

事務局より資料2に基づき説明

(部会長)

はい、ありがとうございます。

この第4回条例検討部会の開催にあたって、日程の合う委員に事前にお集まりいただいて、意見交換をさせていただいたというのが、事前検討会という部分です。

その中で、本則の規定だけで、趣旨がちゃんと伝わるのだろうかということから、最初に、前文を置いてはどうかという案が意見として出てきたと思います。かなり技術的な部分も含まれますけれども、やはり、我々としてこの条例に何を期待するかという、今の項目は、重要なところですので。

では、目的、基本理念、責務、役割の部分についてですね、自由にご発言あるいはご質問いただけたらと思います。

(委員)

この資料2の配布が昨日の深夜だったということで、おそらく読む間もなく今日臨まれているかもしれないと思いますので、事前検討会のやり取りの内容などにも触れさせていただこうと思います。

目的のところ、何をこの条例の目的にするかということですが、終極的な目的として、①から③まで書いていただいています。②、③をここに書くのが果たしていいのかということはかなり議論をさせていただきました。私としては、①をしっかり書いて、②③を書くとしても、この目的の条に書くのではなく、手段として書くべきものかなと思います。そうしないと、目的がぼやけてしまうのではないかとこのことを問題提起させていただきました。いろいろお考えがあると思いますので、皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。

(部会長)

ありがとうございます。①は、子どもの権利保障ということがこの条例のあくまで目玉で、それを支えるものとして、県民全体であるとか、あるいは地域社会実現といったものが下支えという言葉でいいのかわかりませんが、その辺りを規定から読み取れるか、それとも、前文のところ、先ほどの子ども、子ども、子どもなども含めて、ちょっと丁寧に説明する余地があるかみたいなのが、議論になっていたということかと思います。

今の部分について、ご質問あるいはご意見等、もしあればお伺いしたいと思います。明確に賛成反対とかではなくても、こういう点はどうなのかみたいな質問形式でも大丈夫ですので、よろしくお願いします。

(委員)

発展する話になるのかもしれませんが、前回参加したときも、自分の中で非常に引っかかっていたのが、基本理念の中にある親の責任が第一義的責任という部分です。今回付けていただいた補足の資料を見せていただいたところ、親に第一義的責任があることを当たり前として、それに対して、社会がどうあるべきか、どのような政策をすべきであるか、そういう立て付けになっている。保護者としては当然子どもを育むことについて1番見ていかないといけないが、そういうことを前提にして、支援するための政策などをちゃんとすべきという法律ではないのかなというふうに理解しています。

これを先ほどの委員のご意見と重ねると、やはり子どもの権利というものが前面にあって、そういったものを保障するためにこういう手段を講ずるべきという建て付けであるべきだと思いますので、目的②③は、今回の子ども条例の目的ではなくて、目的を遂行するための、講ずべき内容という位置付けにしておくべきではないかなというふうに私も思います。

(部会長)

ありがとうございます。

もちろん異なる意見というか、弁証法的に議論し、いいものにしていけばいいので、どんな意見でも結構ですが、いかがでしょうか。

今おっしゃった保護者の第一義的責任というところの議論に関して、この参考資料について何か解説していただく部分はありますか。

(事務局)

この資料は第一義的責任を有するという規定は各法律に規定されており、この表現自体は一般的な表現であるということと、第一義的責任に付随する何らかの責任のようなものについてどう書かれているかということを整理したのですが、ここで言おうとしていたことは、第一義的責任というのを置いたときに、児童福祉法では国と地方公共団体の責任というのを併せて書いているので、この発想に倣いますというようなことを説明するものでした。委員がおっしゃったように、この書き方は2種類ございまして、その第一義

的責任を有するとの認識のもとに、というようにそれを前提として色々な施策を講じますという書き方をしているものが比較的多いのですが、児童福祉法では第一義的責任を負うとなっていて、児童の権利条約においても類似の形になっているかと思います。では、その2種類の規定ぶりは何かが決定的に違うのかというと、ある種、児童福祉法の書き方は創設的に決めたものであり、それ以外の、第一義的責任を有するとの認識のもと、というのは確認的に規定しているというふうに見えますけれども、この条例で第一義的責任を負うと仮に書いたとしても、これは児童の権利条約や児童福祉法で認めるところを確認的に規定するという性質のものになりますので、その性質自体は大きく変わるのではないと認識しているところ

(部会長)

法律の根拠となる強さから見ると、子どもの権利条約が当然優先される。第5条の父母等の責任、権利および義務の尊重や、第18条では児童福祉法の立て付けに近く、父母または法定保護者は、児童の養育および発達についての第一義的責任を有するとされている。ただ単に責任というだけではなくて、児童の最善の利益というのが基本的な関心事項。子どもの最善の利益に向かっては、保護者あるいは法定保護者が第一義的な責任を有するけれども、その後のところで、社会全体で児童の擁護のための施設設備や保育所の設置であるとか、そういったことも含めて行政の責任もここで付け足しているという立て付けが、元々の1番強い子どもの権利に関する考え方で、それを各都道府県の条例では、状況に応じて書き分けているという話になるかなど。

他にどうでしょうか。もし特段意見がなければ、今回の条例については、当然、子どもの権利条例としてしっかり子どもの権利ということを前面に押し出しつつ、子どもだけ権利があると言って、他の人のことは知らないでは回らないものですから、社会作りや仕組み作り、そして親がどこまでカバーしつつ、親だけの責任にはしないという辺りが見えるように、という方向性でよろしいでしょうか。一旦仮置きのにしていいただいて、まだこの後も続きますので、各論のところでは調整が必要な場合もあると思いますし、あるいは、先ほども言いましたように、場合によっては前文を解説的に入れた方がいいというような場合には、それも視野に入れてということで進めさせていただきたいというふうに思います。

そうしましたら、今の部分に関わらず、全体としての役割、責務のところまでですね。ご質問あるいはご意見いただけたらと思います。

(委員)

基本理念のところ、「全ての子どもは」という形で修文していただいているのですが、事前検討会では社会を構成する一員として尊重されるというこの表現は どうだろうかということも結構議論をしていました。高校生の委員にも参加していただき、社会の一員ということと言われるときというのは、君たちは今ある借金を返済するために頑張ってもらいたいといけないということがセットで言われるということをおっしゃっていて、ものすごく切実な話だなと思いながら聞いたのですけれども。私も社会の一員というと、戦前の国家のような尊い犠牲を払ってでも国家のために尽くしなさいというようなものを連想する方もいるので

はないかなと思っていて。昔は国のために、社会のためにというのがあったと思うのですが、今の憲法というのはそうではなくて、1人1人が大切にされるためにどういう社会であるべきなのかという形で、まずは個人が最上位にあって、その個人個人の幸せを支えるのが社会であり国家であるという考え方に立っていると思うので、この表現は適切なのかなということは、個人的に疑問を持っていて、前回の議論を踏まえてお話をさせていただきました。その次の、全ての子どもは次代の社会を切り開く大切な存在であること、について、これ自体は別に間違いではないと思うのですが、次代の社会のこと書くときには、やはり今を生きる存在でもあることをセットで書かないと、今はどうでもいいようにも読めてしまうのではないかと思います。前回、事務局の説明では、その上の、全ての子どもは権利を有する個人として尊重されるというところに、今を生きる存在であることは含まれているというご趣旨のご説明があったのですが、ここの条文をぱっと読んだときに、読み手がそう理解するかどうか。読み手の視点からすると、今はどうでもいいのって読めてしまうのではないかなと思うので、表現としてもう少し工夫が必要かなと思います。皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。

(委員)

事前検討会の際にご説明いただいたそれぞれの意図は、それを聞くまでは読み取れませんでしたので、思いが込められているけれど、それを表すのはとても難しいことだなというのが印象の中にあります。やはり、今回修正いただいたものを見せていただいても、なかなか、あ、そうなのかというのが、どうしても伝わってこない。でも、条例なのでそういうものなのかなと、思ったりもしています。そう思うと、1番最初の目的のところの、これは何のために作る条例ですかというのを議論されていましたが、目的②③とかは、別の手段としての表記をして、①の子どもの権利を保証するものだというものを、絞ってもいいのかなと思っています。この目的のところは全て大事なことだとは思いつつ、短い文章でいろんなことを表現するのは難しいというのが印象です。

(部会長)

どうもありがとうございます。他にご意見どうでしょうか。

言葉だけの話ではないですけども、その、社会を構成する一員という表現であるとか、あるいは切り開くという部分。私も、こういう情緒的な文章は得意じゃないですけども、子どもの権利条約なんかは、発達の視点というのを、どういうふうに書いてあるのかなという。元々の英語というよりは、国連の公用語のものを日本語に訳すときのセンスの問題もありますけれども、要するに子どもというのが、今を支えられるだけじゃなく、社会の中で個としてしっかりと自立するというのは、誰にも助けを受けないという意味ではなくて、自立して生活できる、そうなることを前提にしっかりと守っていくというような書きぶりが前文の中ではある。ただ、確かに権利条約も条文の中でそれが読めるかという、なかなか悩ましいところもあるので、何かの形で説明するという方法があるのかもしれないですけど、ちょっと遠慮なく、大事なところだと思しますので、ご意見いただきたいと思います。

(委員)

子どもの権利のところ、今の話とも関わるかもしれないですが、滋賀県の条例ということで、今までの議論も踏まえて、もう少し踏み込んでみるというの、考え方としてはあるのかなと思っています。3番目の意見表明権と言われるところですけども、表明するだけではなく、その応答を受けるということがすごく大事だという話を今までしてきたと思うのですが、子どもが何かその表明したときに、滋賀県は必ず応答しますよというメッセージ、実際どう応答できるかというのは難しいと思うのですが、ちょっとしんどい思いをしている子どもに応答を受けられるということが明記されているのは、メッセージ性として大事なのではないかと思います。あともう1つ、琵琶湖という子どもたちにとっても、大人にとっても、命を繋いでいくすごく大事な環境を滋賀県は持っているので、子どもたちとともに、琵琶湖を未来まで繋いでいくというような、そういう特色というの、前文が魅力的になればいいなという思いが個人的にはあります。

(部会長)

どうもありがとうございます。子どもの権利の部分と滋賀の条例としての特徴をどう出すかというご意見をいただきました。ありがとうございました。

(委員)

そうですね、自然環境権のようなイメージで、琵琶湖の話は出してみたのですが、子どもたちにとっての自然を守っていくということも大事かと思っています。

(部会長)

ありがとうございます。31条の遊ぶ権利みたいなところにも関わって、環境は大事ですよ。ありがとうございます。

(委員)

気になっている部分は、子どもの権利の部分の(4)について、子どもの年齢および発達に応じてと書かれていますが、発達が遅れている人の意見は尊重されないのかなというふうに捉えられないか、すごく気になっているのですけれども、説明をお願いしたいと思います。

(部会長)

この書きぶりは、実は子どもの権利条約12条の意見表明権の部分に書いておきまして、ストレートに事務局が聞かれても困る部分もあるかもしれませんが、一応解説をしていただいてもいいでしょうか。

(事務局)

これはまさに、子どもの権利条約から来ているものでございます。

もちろん、子どもは0才や1才の子どもから全て対象ですので、－その意見が尊重される最善の利益が優先されることには年齢は関係ないと思うんですけども－その意見が尊重される、あるいは、応答がされるということについて、意見の内容というのが何の影響もないということはないという前提で、立て付けているということだと思います。

おっしゃるように、発達が遅れていると尊重されないのかということ、別にそういう意図ではないと思うのですが、しかし、1才、2才の子どもの言おうとしていることがそのまま尊重されるというのは、場合によりますけれどもなかなか無理のあるところで、度合いに応じてというのは、ある種当然の前提として入っているのではないかなと理解しているのですけれども、これはむしろ、部会長に御説明いただいた方が良いかもしれないです。

(部会長)

これは意見表明権と完全にセットのもので、正確な記述で言うと発達ではなくて、成熟度に応じて、相応に考慮されるなんです。ただ、これもその元々の英文であるとか、国連公用語で作られたものを、日本の外務省が翻訳したもので、その翻訳の仕方がどうなのかというのはあります。その発達あるいは尊重という言い方が、逆に、例えばその発達課題や発達障害とかということとリンクして受け取られてしまうみたいなことがもしあるのなら、そこは表現を検討する必要がありますが、とは言っても成熟度という言い方が、滋賀の条例として馴染むかみたいところで、またちょっと言葉を考えてもらう必要があると思いますが。前回の権利義務の関係みたいなこともありますけど、子どもの権利条約12条は意見表明権で、自由に意見を言うことが、自分に関係することは意見を言うことができる。その言われた意見をどう扱うのかということに関して、勝手に言うのとれというのでは意味がないので、それには正確に応答しましょう。ところが、そういう話をすると、先ほどご意見があった応答責務というのはすごくいい考え方だなというふうに思うのですけど、応答するには、本気で聞かなきゃいけない。そして、聞いて考えなきゃいけないのですけど、日本でも実は子どもの権利条約12条が1番ふざけた条文だということで、批准に反対する方々がたくさんいらっちゃった。それでなくても子どもはわがまま言うのに、これ以上わがまま聞くのかという話。なので、悩ましいですけど、意見表明権を確保して、それをしっかり聞いて考えることと、そのまま聞き入れることは、別の話。そのまま聞き入れるということを言いたいわけではない。大人は大人の責務においてしっかりと考えるという、その際に、どこまでを取り込むかということに関して、意見表明権を補足する形で、今の子どもの権利条約の年齢やその成熟度に従ってそれ相応に考慮するとされている。ですから、先ほども言っていたように、1歳、2歳の子が、僕はご飯食べたくないとか遊びたいとか言っているのをそのまま聞くかどうかとか、あるいは、今、不登校対策が悩ましいですけども、学校行きたくないというときに、行きたくないのも選択肢だと思う。それは年齢や成熟度とか、あるいは本人がどういう意図で言っているかによって、親や周りが判断する。そのような文脈なので、ここは、発達という表現にするか尊重にするかということを含めて、他の県の確認や、あるいは、先ほどの切り開くという表現もだいぶ工夫していただいたように思うのですけど、ちょっと今のような、先ほど委員のおっしゃった懸念みたいなことも払拭できる形で、意味が通じるようにちょっと考えましょうかね。よろしいですか。

(委員)

日本語の使い方によるのかなと思うのですが、応じるというのは、僕たちの感覚では、適当にあしらうようなニュアンスで、状況に応じてやりますよというふうな、少しネガティブな使い方を普段しているのではないかなと。でも、辞書によると、応じるというのは、受け付けるとか、引き受けるとかが本来の意味みたいで、その本来の意味からすると、その発達のレベルとか、発達の段階に合わせて、しっかりとその権利を保障するという前向きに捉えることもできるのかなと思うので、現代用語の使い方と、本来の意味というのは、ニュアンスが変わってきているのかなと思います。その辺は、非常に大事なポイントかなと思います。子どもたちがこの文章を読んだときに、本来の意味はこうだと言っても、今そんな使い方していませんよねと言われてたら、子どもたちはネガティブに受け取ると思います。それが条例の中にもしあるとすると、国語の勉強させるわけではないので、やっぱり現代のニュアンスに応じた表現をやっぱり考えていかないといけないのかなと、今聞いて少し感じました。

(部会長)

ありがとうございます。ジェネレーションの問題も含めて、当然、子どもの権利条約の議論のときもそうでしたけれども、基本的に私たちが思いを込めて子どもたちに渡すのですけれども、子どもたちをまさに主人公として立てつけようということですし、そのために子ども代表というわけではないですけど、高校生にも入っていただいていますので、言葉を丁寧に、ジェネレーションも意識した形で、子どもの単に意見というだけではなくて、言葉遣いとか、今の文化も視野に入れて、しっかり作り上げられたらというように思います。大事なご指摘ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

社会を構成する一員とかということよりも、もし入れるのであれば、子どもは大人に保護されなければ、ときに生存そのものが脅かされ、そういう特別な存在だとか、そういう子どもの特殊性、一般の大人とは違う子どもならではの特殊性みたいなことをこのその理念のところに書くべきなのかなと、思いました。県は、次に掲げる認識の下の子ども施策を講ずるものとする、とあるので、子ども固有のものがあるのではないかという視点が乏しいのかなと思いました。発達途上の段階であるので、人権侵害が受けやすいとか、そういう視点が必要なのかなと思います。

(部会長)

ありがとうございます。

(委員)

簡潔に、一文だけで正しい意味で伝えるという点については、少し無理があるような気がします。

(部会長)

条文の第何条とかみたいなのを丁寧に、文章にするというのはなかなか技術的に難しく、その一文の読み取りに、文脈で読まないといけない部分が出てくると思いますので、そういうことから、特に基本理念みたいなことは、まさにこの条例で、滋賀県としての姿勢を示す部分なので、前文にも持っていやすい部分かなと思います。

(委員)

第3条の子どもの権利のところと、第4条の基本理念にかかる意見ですけれども、まず、子どもの権利という条項が子ども基本法と現行条例にはない部分だったので、そこを新しく今回追加されるということですが、基本理念の子ども①②③と第3条の子どもの権利の内容が、少し重複気味になっているのかなという印象を受けました。私のアイデアのレベルで恐縮ですけれども、重複するのであれば、どちらかを省略するみたいな形も手段としてあるのかなという印象を受けました。今まで、議論されていた、社会を構成する一員という表現や、次代を切り開くという表現のところが、適切な意味を表していないのではないのかという意見があったと思うのですけれども、確かに表現は難しいなと私も同じ意見を持っていて、であれば、子どもの権利の第3条のところに、しっかりとした内容を記載して、この基本理念のところは前条に掲げる子どもの権利を県の認識とするみたいな、どちらかに集約するという手段も1つあるのかなと思いました。

(部会長)

はい、ありがとうございます。

今の趣旨は第3条の方で子どもの権利に関してしっかり理解できるように書き込んだ上で、それを前提として、基本理念として展開するという理解でいいかと思います。

(委員)

前日も言いましたけど、基本理念のところは、やはり前文に持ってきた方がいいのだろうと思います。綺麗な文章を書くのは難しいかもしれませんが、そこはみんなで知恵を合わせて、その方が流れはいいと思います。

(部会長)

基本理念をそのまま前文に持っていくイメージですか、それとも、前文の方である程度書いた上で、基本理念も置くか。

(委員)

前文に全て持っていけばいいのではないかと考えています。9月ぐらいに前文の案をお送りしたことがあるので、私のイメージは多分わかっていると思うのですけれども。

(部会長)

この本則のところには基本理念を特段置かずに、すべて前文に持っていくという案、そういうことですね。ありがとうございます。子どもの権利に関しては、しっかりとここで書く。

(委員)

そこはしっかりと書くべきだと思います。

(部会長)

いかがでしょうか。

ご提案いただいて、また事務局の方で考えてもらって次回出していただく形になるかと思いますが。全体として、やはり条文だけで子どもの権利、また、それを守るということはどういう姿勢なのかという話になると、かなり深遠な話になるので、少なくとも本則だけでその思いや願いまで読み取ってくださいというのはなかなか難しそうなので、前文を設ける方向がいいと思います。ただ、前文がどんなものかによっても、そのようなものであればやめといた方がいいということもあるかもしれませんが、とりあえず、前文を置いて、そのもとで展開するというやり方がいいのではないかなというように仮置きさせてもらっていいでしょうか。はい、お願いします。

(委員)

思い付きみたいな話で申し訳ないですけども、基本理念というのは理念ですよ。その理念という言葉、言葉にとられるのですけども、1項で次の認識のもとに施策を講ずるものとするところとあって、2項では県は、次に掲げる事項を旨として、子ども施策を講ずる、と施策に対する立場を表現しているように思いますけれども、基本理念というのは、条例上の位置付けとしては、施策をする上での理念というふうに捉えているということですかね。理念というとプリンシプルですから、原理的な思いの言葉かなと感じたりするので。その理念のもとに子ども施策を講じてなると、この基本理念はプリンシプルではなくて、具体的な中身が含まれていますので、僕の中では子どもの権利というのが理念ではないのかなと思います。そうすると、第4条は基本理念ではなくて、子どもの権利を遂行するためだけの考え方というものではないのかなと思います。

(部会長)

ここは、基本理念を書いてあるわけじゃなくて、基本理念に基づいて何をこうするかという項目ですよ、この項目として入っている部分は。という意味では、基本理念というのは、まさにプリンシプルとしてしっかりあって、それを県はどういうふうに生かしていくかという、部分がやや各論的に記述されている。その辺で言うと、むしろ、委員もおっしゃっていた基本理念的なことはもう前文の方にあげちゃって、

それを尊重する形で、県は何をしていくか、あるいはこの条例では何を定めるかという形の方が、座りがいいのかもしれませんが。いい悪いというか、考え方として。

(事務局)

色々ご意見いただいて、なるほどと思います。前文にどこまで書き込むのかという話ですけれども、前文は、その後ろの本則と違って直接拘束力を持たず、直接それによって法規範としての効力を発することはない部分で、普通はそこにどういう思いでこの法令なり条例なりを作ったかという動機であったり、あるいは発想であったりが書かれることによって、本則に書いてある内容の解釈指針になるような性質のもので、前文に書いてあるから何か直接それに基づいて誰かが何かしないといけないという効力は基本発生しないものです。ですので、何かこれに基づいてやるという原則を設けるということであれば、それは前文でなく本則に書くべきことですが、本則に書ききれない思い、その解釈基準、そもそもどういう動機で始めたものだからこう解釈するべきだ、そういう内容を前文に書くことによって本則の多義性を補うということは可能かと思っているところです。ですので、本則に書かずに前文に書いたらそれでどこまでカバーできるかというのは非常にテクニカルな話になりますので、検討させていただきたいというのが1つ。

それから、先ほど基本理念の理念という言葉が、プリンシプルなのかという話がございました。法文上の見出しとしてはこういうものは基本的に基本理念として書かれるというもので、そこは、理念と表現するのが適当かどうかというのはもしかすると国語的な意味でいろんな議論がありうるのかもしれませんが、通常は方針ぐらいのことが書かれることも十分にありまして、ここに書いてある県の施策の内容というのは、実体規定として後ろの条で書いてある実際に法律効果を生ずるかもしれないような規定とは違っていて、ここは基本的な方向性や方針が書いている部分でして、それを通常、基本理念と呼んでおります。そういうのがわかりにくいー先ほどの応じてのところもそうでしたが、私どもとしては、応じてというのは、適切に対応する、応答するということを表している言葉だと思っております。適当にあしらう含意があるとは正直思っていなかったのですけれどもーそういうものを一体、法文にどこまで盛り込めるかというのは、なかなか難しいことも正直ございます。例えば、その説明を尽くすために長くすることもありますけれども、なるべく簡潔に表現するという大原則もございますので、その点との関係はどうなるかというのはあるのですが、ただ、今いただいたようなご意見は、確かに誤読を避けたり、趣旨を伝えたりする上では非常に重要なご指摘だと思います。

ですので、いずれにしても中身を分かってもらうには解説がいるのだろうと前回、前々回から思っておりまして、それが逐条解説のような形なのか、分かりやすいパンフレットなのかはともかく、何らかの形でちゃんと思いが伝わるようなものが必要だろうと思っています。おそらく少し条文の表現を変えたら伝わるというものではなくて、もっと詳細に解説が必要なものなのかなと思っていますのでございます。

(部会長)

担当者のご苦勞も含めて解説いただきましたけど、当然、この条例について私たちとしては精一杯考えつつ、やはり子どもたちに使ってもらい、子どもたちに渡すという着地点も大事だと思うので、ここでの応じ

るというのは、とにかく精一杯真面目にやりますみたいなことを、いちいち書かなきゃいけないのかというのは悩ましい。子どもの権利条約でもそうだったのですけれども、解説を作る作業や、子どもたちに分かる言葉に置き換える作業、あるいは子どもたちみんなでもやってもらうワークみたいなことも、意味のあることだったように思う。最近そういう取組は見分しないなというふうに思うのですが。

そういう中で、いくつか意見をいただきました基本理念という表現の仕方ですとか、もう少しその言葉として詰まってきたときに、もう一度、誤解がないかという視点を気にしつつ、とりあえず、先ほど申しましたように、本則の中で全部書き込むというよりは、前文を意識しつつ、検討できたらというふうに思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

今までの皆様のご意見を聞かせていただいて、終局的な目的の部分について、①の子どもの権利の保障に絞った方がよいのではないかということについて、私も確かにその方がいいのではないかなと思います。学校では教育目標を色々書いて、結局何が目標なのかというのがよくありがちですけど、子どもの権利を保障するためにこの子ども条例が整備されるわけですので、この①に絞って書かれた方がいいのではないかと思います。それから、その下の子どもの権利のところ、先ほどご意見も出ていましたけれども、私は高等養護の校長をしていますので、どうしてもこの発達という言葉がやはり引っかかります。これは生徒が見たときに、あるいはその保護者の方が見られたときに、ほぼ間違いなく引っかかる。例えば(4)でしたら、子どもの意見が尊重されると言えればいいわけで、(3)ですと、子どもは自己に影響を及ぼす全ての事項に関してと言えればいいわけで、この年齢とかの発達の程度という表現はやめた方がいいのではないかと思います。障害を持った生徒や、私の学校には定時制もありますので、外国籍の子どももたくさんいまして、この子どもたちの顔を思い浮かべながら読んでいるのですが、もしこれが実現できたら素晴らしい社会になるなと思います。ところが、これが実行できてない。子どもたちは苦しんでいる。そのためにも素晴らしい条例を作って、大人が本当にこれを実行してほしいなと思いながら、皆さんのお話を聞いていました。

(部会長)

ありがとうございます、今先生おっしゃっていただいたようなメッセージが伝わる前文も含めてできたらいいなと思います。だんだんとハードルが上がってきていますけれども。

資料2に関わって、どの部分でも結構ですので、ご意見いただけますでしょうか。

(委員)

基本理念の第1項で、次代を切り開くというような存在であると。それがまた、第2項の方でも、自立した個人として、次代の社会を切り開くとされているので、次の時代を切り開く大切な存在ということが、未来を託すという、そんな話ですよ。理念的には、なんとなくわからないでもないですけれども、先ほど先生もおっしゃったように、切り開いていくのは結果論であって、それをこう託していくというようなことを権利

の条例の中に入れるというのは、少し、場所が違うのではないかなという気がしないでもない。そういう権利意識とか、権利擁護がきちんと育まれていけば、おのずと次代を切り開く存在にはなっていくはずですから、それを目的として権利を保証していますということではないのかなというふうにはやはり感じます。

(委員)

基本的なことでお尋ねしたいのですが、要は内容的な言い回しに関して、これは子どもたちに読んでもらうというものでもあると思うのですが、言い方というのは、今後内容を精査して、またこのたたき台から変更されるものなのですか。子どもたちに向けて。

(事務局)

そうですね。先ほども申し上げましたが、子どもたちに向けてということになると、もしかすると解説のところでしっかり書いた方がいいのかもしれませんが、ものによっては条文そのもののところで書き方を変えるということもあるかと思います。今回、それでいいということにはなりませんでしたが、例えば、基本理念のところ、前回は権利の主体であるとしていたところを、尊重されるという趣旨を表そうと思って言い方を変更したり、そういう意味ではご意見を踏まえて変更することも当然ありますし、法文として難しい部分については、解説に書くという形で反映していきたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。その上でなんですけれども、これまでの内容を聞いていて、簡潔、明確な条文の方がいいという意見が多い中で、申し上げにくいところですが、基本理念のところでは、東京都の条例では、子どもが大いなる可能性を秘めたかけがえない存在であるとの認識のもとみたいな形で、あっさりしているというよりは、割と説明が含まれているというか、思いのようなものも書かれている文脈が条文の中に入っています。そういう意味では、子どもたちが読むところを意識するのであれば、言い回しや日本語のその解釈的なところ、ぱっと見たときの簡潔さとか、そういった配慮が必要になると思います。子どもたちがその解説をさらに見るというのではなくて、この条文を見たときに、この内容を大人がどういう思いでメッセージとして届けたいのかということも、もう少し考えてもいいのかなと。根本的な話になってしまうなと思ってすごく言いにくいところはあったのですけれども、意見させていただきました。

(部会長)

ありがとうございます。遠慮なさらずに、そういう意見はどんどん、出していただきたいと思います。先ほどからありますように、とりあえず条例の形態として、あまり非常識というか、手順的には、当然、条例ですから、議会を通さないといけない。それで法令としてどうかということのチェックも受けないといけないという制限が片一方にあるわけです。ただ、もう片方で、少なくとも伝わらないと意味がないということですから、その辺りをどういう方向性で、文言を変えるのか、丁寧に書くのか、あるいは解説にするのか、子ども

版を作るのか、全部やってもいいのかもしれませんが、その辺りの工夫については、もう少し先のところでもう一度議論させていただく。

今、例えば、誤解が生ずる可能性があるとか、伝わらないような部分があれば、積極的に、ご意見いただけたらというふうに思います。これも、多分、先ほど、基本理念のところ、子どもの権利をしっかり守るということで、自ずと他のものがついてくるよというようなものがありましたけども、その基本理念みたいなどころも、あまり、各論の方にどこまで下ろすかというよりは、その根っこのところをしっかりと示すことによって、先ほどの成熟度なのか発達なのかということはともかくとして、それをわざわざ書かないといけいいのか、そうじゃなくて、もう本気でしっかりと取り組めますという中に、それは、当然に含まれるものじゃないとか、いろんな考え方あるかと思うんですよね。この辺りについて、また文章になったところで、議論できたらというふうに思いますけど。

(委員)

基本理念の第2項の子どもが自らを大切に思う気持ちというところですが、書いてあることは確かに大事なと思うのですが、子どもの権利も含めた条例として、やはりその子どもが自分自身の権利を知るということを大人がサポートしていくことも大事なと思いますので、その子どもたち自身が自らの権利を知るといったようなことも追加してもいいのかなと思いました。

(部会長)

はい、ありがとうございます。これも大事なご指摘ですよ。この条例が誰に向かって、投げかけられるのかということとも関連があると思います。

(委員)

先ほどおっしゃったことについては、追加というより、むしろそっちをしっかりと書くべきなのかなと思います。なので、この資料の2の2ページ目の真ん中の列の条例叩き台の考え方というところに、子どもの意見の反映や子どもの権利にかかる啓発等の子どもの権利を確保するための措置を講ずるにあたっては、というようなことを書いていただいています。こっちを本文に持ってきたらいいのではないのでしょうか。事前検討会でも、この規範意識を身につけとか、自立した個人としてとかに対していろんな意見が出ていて、その内容は1番右の列に書いてある通りですけども、色々問題のある文章だなと思うので、ちょっと根本的に検討し直していただきたいなと思います。

(部会長)

はい、ありがとうございます。既に、事前検討会で発言されたことも含めてですね、遠慮なく発言いただけたらと思います。

(委員)

基本理念にある、子どもは権利を有する個人として、というところですが、この権利の中身というのを、条文が長くなってしましますが、生きる権利など具体的にどういう権利があるのかを書いてもいいのではないかと思います。

(部会長)

今のところは、第3条でどこまで書くかということと、前文の方でどこまで書くかみたいなどころと関係しませぬか。

(事務局)

そうですね。先ほどのお話を伺って、1つ目として権利を有する個人と書いてあるのは、あまりにも当たり前のことで、さらっと言いすぎかなという印象を受けました。本来、ここに、先ほどおっしゃった、生きる権利であるとか、愛され保護されるとか、健やかな成長が図られるとか、そういうことが全部入っているのですが、読みにくいというのであれば、これも簡潔すぎていずれにせよ読みにくいのかもかもしれませんが、せっかく第3条に権利を列挙しているのだから、前条に掲げる権利を、みたいに書けば、その権利として言っている内容が明確になったりするのかなという印象を持って聞かせていただいていたのですが、そもそもこういうことは書かずに前文に書けばいいのではないかなということも含めて、検討させていただきます。

(部会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょう。

(委員)

県民は、基本理念にのっとり、子どもの健やかな成長を愛情を持って支える地域社会の実現に努めるものとする、というのがありますが、愛情を持って支えていただけに越したことはないでしょうけれども、条例で愛情という主観的なものを義務付けるのはどうなのかなと思います。愛情があろうがなかろうが、子どもたちが健やかに成長できるような地域社会の実現に努めていただくというか、協力いただきたいなというふうに思いました。

前回、県民に責務として義務付けるのはどうなのかということ意見を伺って、役割としては書いたらいいと思いますし、みんなで連携してやりましょうねというのを書く方がいいと思います。努めなければならないという文末の表現がいいのかどうかというのは、検討の余地があるかなとは思いますが、愛情を持ってというところの表現を少し、ご検討いただければと思います。

(部会長)

ありがとうございます。

(事務局)

先ほどおっしゃった愛情という表現についての補足でございますけれども、そもそもは、現行条例で保護者の責務としまして、深い愛情の中で子どもを健やかに育てなければならないというところから持ってきた表現でございます。新しい条例の叩き台に反映するにあたりましては、必ずしも愛情を注ぐのは保護者だけではないのではないかとということから、県民の責務のたたき台の方に反映させた経緯がございます。

(事務局)

経緯はそういうことですが、改めて検討するということであれば、当然、現行条例にあるから絶対に守らないといけない、そのとおり書かないといけないというものではございませんので、ご議論いただければむしろありがたいと思います。愛情を持ってというのは、家族、血族とかの間だけの話ではなくて、あるいは保護者との関係だけではなくて、地域あるいは県民みんなが子どもに対してそのように接してほしいという、個人に義務付けているというよりは、そういう地域社会の実現にみんなで努めてほしいという意図を表しているのですが、結果的に県民自身にそれを求めているかのようにももちろん見えますので、言い過ぎだという意見も当然あるかと思えます。必要ないということであれば、削除するというのも当然ありうるかと思えます。なかなか定義が難しい言葉ですし、ある意味、情緒的でもありますし、立法例としてもあまりないので、どうなのかという議論は当然あり得るかと思えます。

(委員)

愛情を持ってという表現は、すごく観念的なものですよね。捉え方によっては、子どものしつけの中で愛情を持って叩いていると言われたら、これは愛情を持って育てているというふうになりますし、県民が愛情を持って棒で叩いて叱っていますと言われたら、この県民の役割を果たしているというふうに解釈を曲げられてしまう可能性もあるかと思えます。だから、愛情を持ってという表現は、今の世の中においては、いろいろな意味で解釈される恐れもあるかなと思いますので、もし入れるのであれば、子どもの権利を尊重するという考えを地域社会でも育ててくださいということなのかなと思います。

(部会長)

児童福祉法第2条では、全て国民は虐待に関して通告の義務を負っているということとの関係で、一定の役割は果たさないといけないと規定されている部分があるのですが、結構丁寧に書かれていると思うので、単純に愛情を削除するだけでいいか、あるいは、もう少し県民に対して何か提示するのであれば何を書き込むのか、その辺を含めて一度ご検討いただきたいと思えます。また、事務局の方から、すみませんが、たたき台を出していただいて、単純削除でもいいのかなというふうに、私も思うところではありますけれども、ただ、県の条例として、県民をどう位置づけるのかということは、結構実は大事だろうと思えます。ありがとうございます。他にどうでしょうか。

事業者あるいは事業主について、こども基本法はどちらかといえば少子化対策的な側面があるので、子どもをしっかり産んでいただきましょう、そして、育てられる環境を作りましょうという観点が入っているの

だと思います。先ほどの議論で、我々の方で今検討している条例というのは、子どもの権利を中核に置きつつ、当然、それを支える体制やそれぞれの役割をどうするかということですが、先ほど事務局から説明された事業者を事業主へ修正されたところをもう一度説明していただけないでしょうか。ここをどのように取り扱うか、ある程度方針を決めることができればと思います。

(事務局)

元々は事業者としてたたき台を作成しておりましたが、ここで言う事業者というのは、お店全般などを指すものではなく、いわゆる、子どもの保護者を雇用されている雇用主を想定しておりますので、より理解される表現にするために、事業主に修正させていただきました。

また、責務としてたたき台を作成しておりましたが、県や保護者と比べ、子どもへの関わり方が直接的ではないということもありますので、努力として規定してはどうかと考えております。

(事務局)

少し補足をいたしますと、今のご質問は、事業者と事業主でそんなに語義が違うのかというようなことを含んだご質問だったのかなと思います。この書き方としては、もっとダイレクトに雇用主という書き方をするというのも選択肢としてはあると思っております。その辺りは法制側と調整をして最終決まるのかなと思うのですが、事業者という書き方を法文で用いるときには、一般的な商店や個人事業主も含むというような意味が多い一方で、事業主と書いているときには、その雇用する労働者に関し、というような形で、雇用者というような意味で使っている用例が多くございますので、このような表現にしました。

(部会長)

ありがとうございます。こども基本法の他に例えば税務関係とか労務関係とか、多分いろんな場面で似たような言葉が出てくると思うのですが、この条例の中で何を指しているのかを説明いただきました。事業主には、極端なことを言えば子どもを雇っている人も含まれる。

(事務局)

よく考えないとお答えできないですが、語義としては入ってくるが、この条文の解釈上は直感的には入っていないと思っております。というのは、基本理念とも関係するのですが、子どもには権利があって、その権利の中には適切に、愛されたり保護されたり健やかな成長を支援されたりする権利がある。理念として書くかどうかはともかくとして、そのような権利を全うするためにいろんな支援をしますし、それは、まず、第一義的には保護者によってなされるということが尊重されるべき、というような発想がおそらくあるのだと思いますが、しかし、現状の雇用環境のもとでは、なかなかそれが達成し難いという現状が少なからずあるところを問題視しているところですので、あくまでも、子どもを、適切という言葉が何を表しているのかあれですが、十分に、あるいは、親身に、普段関わりながら養育する、それが可能になる環境を整

備する役割なり、責務なり、努力義務なりを追っているというようなことが書きたかったので、子どもを雇っている者も含まれるとはあまり思っておりませんでした。

(部会長)

ありがとうございます。そういう意味では、前提として定義を条文に書くなり、解説なりで誤解が無いようにしたらいかなと思います。子どもに関わるとなると、例えば児童福祉法では、深夜労働をさせるなどか、搾取の対象にするなどか、いろんなことも起こりうるので、こども基本法を読んでも私なんかは違和感があるというか、ある一面から見たときの法的な書きぶりだなというふうに思っているのですが、条例にしたときに、特に子どもたちが読むときに、父母の雇用主というのか、保護者の雇用主というかみたいなところもありますので、そのあたり誤解がないようにしていただきたいと思います。ワークライフバランスとの関係で、全部保護者の責任にするのではなくて、労働条件ということも考えましょうという、意図はわかります。

(委員)

質問ですけれども、基本理念の第2項の全ての子どもおよび子どもを生み育てるものが支援を受けることができることについて、この子ども条例は子どもに対してのものだと思っているのですが、これは、間接的に子どもを育てておられる保護者への支援をすることによって子どもが健やかに育っていくという視点で書かれているもので良かったでしょうか。

(事務局)

今のご質問は、まさに、目的をどこに置くのかという話そのものだと思います。1つの要素としては、子どもの権利を保護する、保障するためには、もちろん第一義的に保護者が負っている責任はありますけれども、それは社会や行政のサポートあるいは環境整備というのが相まってされるべきものだというを基本理念に書いています。県は保護者とともに責任を有するという点についても、そういうことができるように保護者を支援するし、あるいはそれだけではなくて、様々な環境も整える。保護者は第一義的責任を負うのだから全て保護者がやるといったことを念頭に置いているものではないことを示しています。ですので、これは直接子どもに対して作用するものでは確かにはないけれども、間接的に子どもの権利を全うすることにつながると思います。一方、子どもに関して、というときには、子ども自身のこともあるけれども、子どもを育てるということも子どもに関する事項であって、子どものためとは別に、子どもを育てるにあたって行政は保護者に適切な支援をするという含意もあり得ると思います。しかし、後者が含まれるかどうかは、この条例の目的規定に何を書くかによって変わってくるかもしれない。子どもの権利を全うするために、とだけ書いたときは、後者の含意はもしかしたら読み取れなくなるかもしれない。

(委員)

私も、この生み育てるというのは、確かに虐待の防止に繋がっていくと思うので、手段として大事だなとは思いますが、これだけ書かれてしまうと、少子化対策として読めてしまって、なんか意図が読み手に伝わるのかなと思います。

(部会長)

先ほどもありましたように、条文としてはスッキリすることが原則ですけれども、意図が伝わる程度にスッキリと書き出して、それでは不十分なときにどういう表現、構成にするかということで、この項目だけではなくて、色々と議論が及びましたので、次回までに今のこと含めて整理させていただこうと思います。併せて、別にどなたかということではないですけども、前文に関しても、作文はしなくても結構ですけど、こういうことは入れておいた方がいいのではないかということについて、思いついた部分があればぜひとも事務局の方にいただけたらと思います。

(委員)

保護者に関してずれた意見だと申し訳ないですけども、子どもの権利を守っていくために保護者の関わり方がすごく大事であるというのは、おそらく皆さんの共通の認識だと思いますが、保護者が前向きに子育てとかに関わっていくためにということを考えてときに、責務だけではなくて、保護者の権利みたいな書き方をするのも一案かなと思いました。保護者の様々な状況があって、育てていくのが難しいというような方もいらっしゃると思うので、そのときに責務というような書かれ方をしているよりは、なんかこういう権利もありますよというのが条例の中に記載されていると、心強い気持ちになるのかなと思いい意見をさせていただきました。

(部会長)

ありがとうございます。ここでいう保護者とは、定義は決まっていますか。

(事務局)

まだ定義規定を検討できていないのですが、子どもを養育する者というような意味になるのかなと思います。保護者の権利と書くかどうか、まさに、先ほどの目的の話にありました、子どもを生み育てる者が支援を受けられるというようなことを、これを権利として書けるのかということについては、難しい話かもしれないです。権利として書くと、一体誰によってどういう場面でどこまで確保されるものなのかというようなことが非常に問題となりますし、それが裁判上の規範になったりするののかといった話になっていくと、元々思っていたような意味と全く違う規定になってしまうかもしれませんので、どういう表現をするかも含めて一度検討させてください。

(部会長)

ありがとうございます。似た問題意識で、私が定義と聞いたのは、それこそ学校教育法の中では、保護者イコール親権者、もしくは未成年後見人に限定されるので。親権というのは、親の権利と書いてあるけど、権利であり義務であるという。でも、権利的側面というか、特に、普通に子育てしていることに他人から何も言われたいなことは、権利性があるのかもしれない。児童福祉法とかでは、現に児童を監護する者となっています。これは親権者に限定されないの、権利性ということ結構使い分けないといけない。子どもの権利条約になると様々な国で適用される前提があるので、父母といっても母が第一夫人なのか第二夫人なのかというところで、そもそも国連では揉めていた。そういう定議論までの話ではないかと思えますけども、1つの概念を入れると、色々考えなきゃいけないことがどんと増えてくるという。そういう中で、また調整していただけたらと思います。ご意見ありがとうございました。

この議題は今後、何回か案を出しては修正意見が出るみたいな話になりそうな気がしますので、とりあえず一旦ここまでとして、他に思いついている部分があれば、遠慮なく事務局の方に、メールなりでご連絡いただきたいと思えます。それでは時間の関係もありますので、最後の議題に移りたいと思えます。

【事務局説明】

事務局より資料3に基づき説明

(部会長)

1枚目の下にありますように、県は様々な領域のプラン、子ども子育て支援であるとか自立促進、次世代育成、子どもの貧困対策、こういうものを合体したプランを立てている。その根拠等をこの条例に置くという方向性だと。これは議論というよりは一応そういうことを考えているというご提案ということで。

(事務局)

こういうことも書くべきだというようなご意見があれば、いただきたいと思えます。

(委員)

資料1の第14条の計画策定、公表というところは、具体的に何を書くことを予定されているのですか。今の話と関わるものですね。

(事務局)

そのとおりです。まだ具体的な文案はできていないのですけれども、総合的に推進するために〇〇を定めた計画を策定するものとする、のようなイメージです。

(委員)

基本計画を策定するにあたって、特にこういうところを重点的に考慮してくださいのようなものを書くわけではない。

(事務局)

それはあり得ると思います。資料に少し書いてございますように、そもそも法律によって都道府県が作るということになっている計画というのがいくつもありまして、新しくできたことも基本法の中でも、こども大綱を国が作るの、それを踏まえて都道府県もこども計画を作るということになっている。それらを全部包摂したような計画を作るのですが、そこに付加して、〇〇についてもその計画に定めるということや、配慮事項などをこの条例に書くことも、論理的には可能かと思います。

(部会長)

個人的には、この条例でずっと議論しています子どもの権利ということを掲げ、その下にプランを立てていく仕組みを設けるというのは、素晴らしいことだなというふうに思います。

(事務局)

補足ですけれども、先ほど委員から前文のたたき台を提供したというお話をいただいております、確かに委員の皆様にも共有してなかったなと思いますので、もし、よろしければ共有させていただいてもよろしいでしょうか。それとも、事務局の方で見ておけばいいということであれば、そのようにさせていただきます。

(委員)

共有していただきたらと思いますけれども、私が作り込むのは違うと思っているので、あえてじっくり作っています。皆さんの意見がどんどん入っていくようにと思って、たたき台の対案のような形で作ったものなので、共有していただければと。

(部会長)

ありがとうございます。まさにそこにこういうのも入れたらどうか、という形でコメントいただける方は、お願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

(事務局)

今日の議論を聞いていても、なるほど、そういう視点が足りなかったなと思うところがあるので、広く意見をいただければと思います。

(部会長)

ありがとうございます。

ひらめいたときに短文でもいいですので、事務局の方にまとめて送るとなると、苦にもなるかと思います。事務局としても、ずっと考えていただく中で、色々ヒントがあった方がいいと思いますので。

(委員)

支援団体であるとかに、色々聞き取りをされているのですよね。その辺の状況、ご報告いただければと思います。

(事務局)

子どもに関する意見聴取からご説明させていただきますと、本日、知事の定例記者会見で公表しましたが、子どもウェブアンケートという形で、明日から子ども向けのアンケートを実施する予定でございます。子どもの意見を聞くということと、子どもの権利に関する内容を聞くアンケートとしております。また、県内幅広くウェブアンケートとして聞く一方で、実際に県内の学校や様々な背景を持った子ども、例えば、障害をお持ちのお子さんであったり、不登校のお子さんであったり、そういったところに対して、直接こちらが訪問して意見をお伺いする予定もございます。

大人向けの意見聴取につきましては、当局の方で支援団体や、企業に対してヒアリングを行う予定でございまして、次回の条例検討部会の方で、一定そちらについてもご紹介できるかなというスケジュール感で進めております。

(部会長)

子ども向けウェブアンケートというのは特定せずに、県民全体が対象ですか。

(事務局)

対象は、県内の小学4年生から大学生という形で実施しております。条例検討部会委員の皆様の中でも、周知についてご協力いただけるということであれば、お願いしたいと思っておりますので、後ほど情報共有としてメールをさせていただきたいと思っております。

(部会長)

はい、どうもありがとうございました。

では、一旦、議事としてはここまでということでよろしいでしょうか。進行にご協力いただきありがとうございます。

(2) その他

(事務局)

本日も、たくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございます。予定の時間を過ぎておりますので、本日はここで終了させていただきますが、先ほど部会長からもお話がありましたように、ご意見をメールでいただければと存じます。本日の議論を踏まえまして、事務局の方で整理をさせていただきたいと思っております。それでは、以上をもちまして、第4回条例検討部会を終了させていただきます。